

小林市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

小林市社会教育委員設置条例（平成 18 年小林市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条」を「第 15 条第 1 項」に改める。

第 4 条を削り、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第 5 条を第 7 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員の会議（以下「会議」という。）の運営のため委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、年 1 回以上開くものとし、教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。